

裁定委員会開催基準

レフェリーが競技規則8の6および8の10(a)(b)に従いレッドカードの後にブルーカードを示した場合、またはマッチオフィシャル(これまでのJHAオフィシャル)、競技委員長が出場停止、もしくはそれ以上の処分を科すことが必要であると判断した場合は、裁定委員会を開催することとする。この判断は、レフェリー、マッチオフィシャル、競技委員長、大会審判長がそれぞれの立場で判断することであり、それらの一人でも必要と認めれば、各人の責任で「裁定委員会開催要望書」(報告書)を作成し、競技委員長に提出しなければならない。「裁定委員会開催要望書」は競技終了後のみならず、大会終了後においても作成することができる(後日映像を解析した結果必要と認められる場合も含める)。競技委員長は提出される報告書により、裁定委員会を開催する。これはプレーヤーやチーム役員だけを対象とするのではなく、レフェリー、大会関係者による重大な過失を伴う行為や処置に対しても適用される。「裁定委員会開催要望書」の作成は、レフェリー、マッチオフィシャル、競技委員長、大会審判長が作成するものとする。

1 目的

国内公式大会におけるハンドボール競技の健全化を図る主旨で、各大会に裁定委員会を設ける。

2 裁定

裁定しなければならない事項が生じた場合、裁定委員会はレフェリー、マッチオフィシャル、競技委員長、大会審判長が提出した「裁定委員会開催要望書」、または任意の書式による要望書をもとに審議し、その処置について決定する。報告書が提出されない場合は、裁定委員会は開催できない。なお、大会期間中の出場停止を超える処分が必要な場合は、大会主催団体の定められた会議において審議し、処分を審議する。さらに、加盟団体の処分の範囲を超える場合は、本協会の懲罰委員会に提訴する。

3 適用

競技規則8の6および8の10(a)(b)によりレッドカードのあとブルーカードが提示された場合は、裁定委員会を開催する。その他、大会、競技の関係者による重大な過失による行為、処置がなされた場合、裁定委員会を開催する。

4 裁定委員会

競技委員長、大会審判長、総務委員長、その他大会関係役員をもって委員会を構成し、開催する。状況を把握するために関係者を同席させる場合もある。

5 事実確認

審議を行う前に、提出された「裁定委員会開催要望書」に記載されている内容が事実であるかどうかを確認する。要望書を記載していない裁定委員会参加者（2名）によって確認を行うことが望ましい。その際、当該者側からも立ち会いを依頼する。

要望書の記載内容が事実である場合は、当該者に署名をしてもらい確定文書とする。その要望書をもとに裁定委員会にて審議を行う。

要望書の記載内容に当該者が同意できない場合は、事実確認を再度行う。その際、要望書の作成者を同席させることもできる。映像の解析により要望書を提出した場合は、その根拠となった映像をもとに再度検証を行う。

6 審議内容

(1) 処分

1) 処分なし

2) 出場停止（試合数は裁定委員会で決定する。）

3) 大会出場停止（大会開催中であれば、その後の試合出場停止処分を決定する。

後日、主催団体が懲罰委員会を開催する。審議の結果を日本協会に報告しなければならない。）

4) 有期限出場停止（大会期間中、もしくは大会終了後、主催団体が懲罰委員会を開催し、決定する審議の結果を日本協会に報告しなければならない。）

(2) その他

競技規則、大会規程、その他ハンドボール競技にふさわしくない重大な過失を伴う判定・処置をした場合、本協会に対して提訴する。

7 決定通知

処分の有無にかかわらず、「処分通知書兼解除報告書」にて、当該者、あるいは、当該チーム責任者に通知する。チーム関係者以外の場合は、任意の書式で処分を通知する。

8 処分解除

処分（1）、処分（2）の場合、処分解除相当の時期に、大会競技役員による確認と、解除報告書、及び、登録証への記入・認印をもって解除とする。これにより当該者はそれ以降の公式試合に出場可能となる。

処分（3）の場合、処分解除時期に当該主催団体から本人宛に解除通知文書を通知する。通知は日本協会にも送付しなければならない。

9 裁定委員会開催までの流れ

担当レフェリー、担当マッチオフィシャル、競技委員長、大会審判長が裁定委員会の開催が必要と認めた場合、試合終了直後に判断し、当該者の登録証の返還をしない。その後、公式記録用紙、「裁定委員会開催要望書」と当該者の登録証を、裁定委員会に提出する。競技終了後の行為に関しては、登録証を提出できない場合もある。その場合は、後刻開催される裁定委員会に届出させるものとする。

裁定委員会の開催が必要と認められる場合は、レフェリー、マッチオフィシャル、競

技委員長、大会審判長は相互に連絡を取り合う。裁定委員会開催に関して、審判員、マッチオフィシャル、競技委員長、大会審判長の意見が異なる場合は、一人でも報告書を提出することを希望すれば、裁定委員会を開催しなければならない。

大会関係者の場合は、必要に応じた処置をとる。

裁定委員会の開催

審議しなければならない事項が発生した場合、原則として当日中に裁定委員会を開催する。また、審議の結果も原則として、当日中に当該者に連絡しなければならない。大会裁定委員長は提出された書類を整備し、委員会を招集する。委員長が不在の場合は代理者がその任務を代行する。委員会は過半数をもって成立する。

審議の結果、処分が必要とされた場合は、「処分通知書兼解除報告書」にて、当該者、あるいは、当該チーム責任者に通知する。

裁定委員会の結果は、裁定委員会報告書を作成して日本協会競技運営部に送付する。

通知書の発行

出場停止処分以上を必要とする場合、当該者、あるいは、当該チーム責任者に「処分通知書兼解除報告書」を渡し、その処分を伝える。同時に、登録証裏面の備考欄に、期日、処分内容を記載し、返却する。

審議の結果、有期限処分が必要と裁定された場合は、裁定委員会は同一大会が開催されている期間内の出場停止を処分しなければならない。要領は上記の通りである。但し、登録証は返却しない。

処分の解除

試合出場停止の場合は、当該者、または、当該チーム責任者が「処分通知書兼解除報告書」、登録証、及び、出場停止試合数分の公式記録用紙コピー（出場していないことを証明するため）を処分解除相当数が経過した後の公式試合競技役員（競技委員長、その他の競技役員）に提出する。

競技委員長（競技役員）は、処分解除の条件が整っていることを確認したとき、解除報告書、登録証に解除期日、押印をし、コピーを取った上でコピーを返却する。

日本協会への連絡

大会競技委員長、及び、解除執行担当者は、処分通知書兼解除報告書原本を日本協会競技運営部に送付する。また、コピー1部と提出された公式記録用紙コピーを大会本部で保管し、各種問い合わせに対応出来るようにする。

10 処分の参考目安

重大な違反に対しては出場停止とする。違反の程度が重大と判断される場合はそれ以上の処分が必要となるが、裁定委員会で即決することなく、各大会主催団体の懲罰委員会提訴する。その場合は、大会中の上場を停止する処分をしなければならない。